

まちからのお知らせ ③

国保だより

国保の届出は

お早めに!

異動の多い時期です。新しく会社に勤められる方や、退職される方(任意継続されていた保険が切れる方)も多いと思いますが、健康保険の手続きは大丈夫ですか? 国保の加入や脱退の届出は異動日から14日以内に役場に届出ましょう。届出に必要なものは次のとおりです。

会社を退職した時

● 社会保険の資格喪失証明書

● 国保の被保険者証(家族の中ですでに国保の人がいる場合)

※退職者医療制度に該当する場合には年金証書(裁定通知書)が必要です。

社会保険の任意継続期間が切れた時

● 有効期限の記入してある任意継続の被保険者証

● 国保の被保険者証(家族の中ですでに国保の人がいる場合)

※退職者医療制度に該当する場合には年金証書(裁定通知書)が必要です。

会社に勤め出した時

● 新しい社会保険の被保険

者証、または資格取得証明書

● 国保の被保険者証

退職者医療制度とは

厚生年金や共済組合の老齢年金を受給されている方で、それらの年金制度への加入期間が20年以上あるか、40歳以降の加入期間が10年以上ある方が対象です。適用されると自己負担が軽減されます。

医療機関に受診するときは保険証をお忘れなく!

資格証明書の交付が義務化されたこともあって、医療機関で受診されるときに、今まで以上に保険証の確認が行われることが予想されます。もしも保険証を持たずに受診した場合には、医療費の全額負担を要求されることもありま

◎ 今月のウォーキング

マップ目標達成者 ◎

今月の達成者(三月九日現在)は左記の方です。

檜垣和子さん(新町)

おめでとございます。

国民年金だより

国民年金は届出を怠らなければ

就職・転職・退職・結婚などにより、加入のしかた(種別)が変わる場合があります。その際には届出が必要となりますので、忘れずに役場福祉衛生係にお届けください。

○ 配偶者が退職・自営業

第1号被保険者

● 第2号被保険者が退職し、厚生年金・共済組合の加入者でなくなると、国民年金の種別は第1号被保険者になります。

● 第1号被保険者の配偶者が厚生年金・共済組合の加入者になると、被扶養配偶者の種別も第3号被保険者から第1号被保険者になります。

○ 会社等に就職

第2号被保険者

● 第1号または、第3号被保

険者が就職して厚生年金・共済組合の加入者になると、国民年金の種別は第2号被保険者になります。

○ 会社員と結婚・退職

第3号被保険者

● 第2号被保険者が退職して被扶養配偶者になると、国民年金の種別は第3号被保険者になります。

● 第1号被保険者の配偶者が厚生年金・共済組合の加入者になると、被扶養配偶者の種別は第3号被保険者になります。

第3号被保険者となった場合には必ず届出が必要となります。

緊急!! お知らせ

不審電話が続いています

最近、社会保険事務所の職員の名前をかたり、ご家庭などに個人的な情報を聞き出す不審な電話が続いています。

「〇〇社会保険事務所の△△です」と、実際にいる職員や架空の個人名を名乗り、「返事をしないと年金が貰えなくなる」と、というようなことを言いながら、情報を聞き出そうとしています。

少しでも不審に感じたときは、即答は避け、お近くの社会保険事務所にお問い合わせください。

電話での照会の主な事例は次のとおりですが、封書で社会保険事務所と関係のあるような団体名で照会してくることもありますのでご注意ください。

- 社会保険事務所のデータが消えたので、家族の勤務先・住所・電話番号を教えてください
- 保険料を返すので、住所・氏名を教えてください
- 照会に答えないと、将来あなたのお子さんの年金が貰えなくなる
- 年金が切り替わるので、勤務先・住所を教えてください

山口社会保険事務局事務局 ☎0838-24-2155